様式第１号（第５条関係）

河内長野市個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付申請書

　　年　　月　　日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　　－

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助申請額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　（内訳　　ベース分：　　　　　　　　　　　円　協調補助分：　　　　　　　　　　　　　円）

工事開始予定日　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

工事完了予定日　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 設備  設置場所 | （申請者住所と同じ場合は記載不要） |

手続代行者（申請者本人が手続をする場合には記載不要）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人住所 |  |
| 担当者氏名 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 | （　　　　　　）　　　　　　　－ |

＜添付書類確認欄＞※交付申請書提出前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添付書類 | チェック |
|  | **共通** |  |
| - | 河内長野市個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付申請書（様式第１号）（本申請書） | □ |
| ① | 補助対象経費等確認・計算書 | □ |
| ② | 誓約書 | □ |
| ③ | 申請者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。） | □ |
|  | **太陽光発電設備** |  |
| ④ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）の設備費及び設置工事費が確認できる２者以上の見積書の写し | □（※1、※8） |
| ⑤ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※1） |
| ⑥ | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できる書類の写し | □（※1） |
| ⑦ | 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※1） |
|  | **蓄電池** |  |
| ⑧ | 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※2、※8） |
| ⑨ | 蓄電池のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※2） |
| ⑩ | 蓄電池の定格容量(kWh)及び定格容量(Ah・セル)が確認できる書類（仕様書など） | □（※2） |
| ⑪ | 蓄電池の設置予定箇所の現地写真又は交換前の蓄電池の写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※2） |
|  | **高効率給湯器** |  |
| ⑫ | 高効率給湯器の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※3、※8） |
| ⑬ | 高効率給湯器のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※3） |
| ⑭ | 交換前の給湯器の写真（全景。撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※3） |
| ⑮ | 交換前の給湯器の機器の種別又はメーカー名及び型番が確認できる書類の写しもしくは機器に貼られた銘板ラベルの写真など | □（※3） |
| ⑯ | 高効率給湯器の設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※3） |
|  | **コージェネレーションシステム** |  |
| ⑰ | コージェネレーションシステムの設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※4、※8） |
| ⑱ | コージェネレーションシステムのメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※4） |
| ⑲ | コージェネレーションシステムの設置予定箇所の現地写真又は交換前のコージェネレーションシステムの写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※4） |
|  | **電気自動車** |  |
| ⑳ | 電気自動車（車載型蓄電池）の車両本体の購入費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※5、※8） |
| ㉑ | 電気自動車（車載型蓄電池）の車名及びグレード並びに蓄電容量(kWh)を確認できる書類の写し | □（※5） |
| ㉒ | 電気自動車（車載型蓄電池）が充放電設備と接続して外部給電が可能であることを示す書類（仕様書、パンフレット等）の写し | □（※5） |
|  | **充放電設備** |  |
| ㉓ | 充放電設備の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※6、※8） |
| ㉔ | 充放電設備のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※6） |
| ㉕ | 充放電設備の設置予定箇所の現地写真又は交換前の充放電設備の写真 | □（※6） |
|  | **必要に応じて提出** |  |
| ㉖ | 工事（予定・実績）内容証明書 | □（※7） |
| ㉗ | その他市長が必要と認める書類 | □ |

市長が特に必要と認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

※１　太陽光発電設備の補助を利用する場合のみ必要

※２　蓄電池の補助を利用する場合のみ必要

※３　高効率給湯器の補助を利用する場合のみ必要

※４　コージェネレーションシステムの補助を利用する場合のみ必要

※５　電気自動車（車載型蓄電池）の補助を利用する場合のみ必要

※６　充放電設備の補助を利用する場合のみ必要

※７　添付書類のうち⑤、⑥、⑨、⑩、⑬、⑮、⑱、㉒、㉔を提出できない場合又は当該書類で確認できる事項が不十分である場合に、当該書類に代えて提出することができる。

※８　2者以上の見積書はいずれも同一の内容又は同種・同等の内容であること。電気自動車（車載型蓄電池）の場合はオプション装備品を含めて同一の仕様であること。また、交付申請にあたってそれぞれの見積書に基づいて算出した補助金の申請額が異なる場合は、低い方の額となる見積書を採用すること。なお、申請する対象機器毎に独立した見積書を用意する必要はない。2者以上の見積書の内容（機器の型番等）が同一でない場合は下記の理由記入欄①に必ず記入すること。また、実施する事業者が事実上一者に限られる場合は下記の理由記入欄②に必ず記入すること。

＜記入・提出するときの注意点＞

1. 鉛筆又は消えるボールペンで記入した場合は文字が消えて確認できなくなる場合がありますので、消えないペンで記入してください。
2. 今後の手続等のため本申請書のコピーをとり、補助金の交付まで保管してください。
3. 交付申請者は補助金の振込先となる口座の口座名義人と同一である必要があります。

＜理由記入欄①＞

※2者以上の見積書の内容（機器の型番等）が同一でない場合は必ず記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| ２者以上の見積書の内容（機器の型番等）が同一でない理由 | 該当する理由のいずれかに  チェック |
| それぞれの見積書の内容は同等の仕様を満たすものである。 | □ |
| （その他の理由の場合に下記に具体的な理由を記載すること。） | □ |

＜理由記入欄②＞

※実施する事業者が事実上一者に限られる（見積書を二者以上から取得することが困難である）場合は必ず記入すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．　本理由書の対象となる機器  　　※　該当する対象機器の右の□にチェック | | | |
| 太陽光発電設備 | □ | 蓄電池 | □ |
| 高効率給湯器 | □ | コージェネレーションシステム | □ |
| 電気自動車（車載型蓄電池） | □ | 充放電設備 | □ |
| ２．　実施する事業者が事実上一者に限られる（見積書を二者以上から取得することが困難である）理由  　　※　該当する理由の右の□にチェック | | | |
| 購入する建売住宅に補助対象設備が既に設置されているため、実施する事業者が事実上一者に限られるから。  （※そのことが分かる資料を添付すること。現地写真又は書類など。交付申請書のその他の添付書類で確認できる場合は不要。） | | | □ |
| 今回の補助対象事業については住宅の新築に伴うものであり、住宅メーカーの決定後、事業が進む中で仕様の詳細が確定していくため、補助対象設備に係る工事等については当該住宅メーカー以外に実施する事業者が存在し得ないこととなり、実施する事業者が事実上一者に限られるから。  なお、見積書に記載された機器の指定については、仕様に対して過度にオーバースペックな機器が導入されていないことを確認済です。  （※住宅の新築に伴うものであることが分かる資料を添付すること。現地写真又は書類など。交付申請書のその他の添付書類で確認できる場合は不要。） | | | □ |
| （その他の理由の場合に選択して記載）  （「得意先だから」、「アフターサービスが充実しているから」、「他に事業者を見つけられなかったから」、「太陽光発電設備の導入可能性調査を行った事業者にその先の工事を引き続き任せたいから」などの理由は実施する事業者が事実上一者に限られる理由（見積書を１者分しか提出できない理由）として認められません。） | | | □ |